

(GC1) 土木学会出版委員会規則

昭和54年9月27日	制 定
平成15年4月25日	改 正
平成18年6月16日	一部改正
平成23年11月18日	”

(目的)

第1条 土木学会出版委員会（以下「委員会」という）は、出版規程に定める一般刊行物の具体的な企画、調整、管理の業務を遂行することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 出版事業の企画と遂行
- (2) 出版企画に対する承認、調整
- (3) 出版に関する予算の管理
- (4) 出版物の管理および販売促進
- (5) 著作権に関する事務処理
- (6) 他委員会および学会外との出版に関する調整

(構成)

第3条 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。また、委員会は、必要に応じて小委員会を設置できる。

2 委員会の構成員は、委員長1名、委員25名（うち委員兼幹事20名）程度とする。

3 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 幹事長は、委員長を補佐し、委員長不在の際には委員長の職務を代行する。また、幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
- (3) 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員の任期および選出)

第4条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、出版部門担当理事の中から会長が指名する。
- (2) 委員は、出版部門担当理事および専務理事が就任する。他に、各委員会・支部等からの推薦を受けた者および公募の中から委員長が選出する。
- (3) 委員兼幹事および幹事長は、委員の中から委員長が選任する。
- (4) 小委員会の委員長は、委員長が選任する。
- (5) 小委員会の委員は、小委員会の委員長が選任する。

2 出版部門担当理事である委員の任期は、当該理事就任期間とする。他の委員および委員兼幹事の任期は2年を原則とし、留任は妨げないものとする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。おおむね年6回程度開催する。

2 幹事会は、幹事長が招集する。幹事長が必要と認めた際に随時開催する。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、出版事業課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (昭和54年9月27日 理事会議決) この内規は、昭和54年9月27日から施行する。

附則 (平成15年4月25日 理事会議決) この変更内規は、平成15年4月25日から施行する。

附則 (平成18年6月16日 理事会議決) この変更内規は、平成18年6月16日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。